令和元年度 第1回 桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	令和元年 5 月 20 日(月)
開催場所	桐生市市民文化会館 4階 国際会議室
出席委員	委員長 白田 佳充 (弁 護 士) 委員長代理 松原 雅昭 (大学教授) 委員 中山 裕子 (税 理 士)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、都市整備部長、地域振興整備局長、水道局長 他約 20 名
	今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。 1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である松原委員長代理から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) 平成30年度下半期に発注した工事116件、測量・コンサルタント等の委託2件の中から入札金額、落札率、地域性という点に着目し、指名競争入札から6件、一者随意契約から1件、計7件を抽出した。 2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。 3. 次回の委員会の抽出委員について自田委員長が抽出することとなった。 4. その他 次回会議は、令和元年11月に開催することとし、日程は後日調整することとなった。

委員 担当課及び事務局 1. 指名競争入札 安全安心道づくり事業 道路補修工事 土木一式 <担当 土木課> <工事概要> 施工延長 L=97.5m 舗装工 A=445.7 m² L型側溝工 L=166.9m L型集水桝工 N=9 基 地先境界ブロック工 L=22.7m ○安全安心道づくり事業とは具体的にどのような ●安全安心道づくり事業とは、子ども・高齢者・障 害のある方など誰もが安全で安心に暮らせるま ことなのか。 ちづくりを実現し、住み良い住環境づくりを推進 するための事業です。特に旧市内においては、舗 装の真ん中だけが高くなっているところの段差 を解消するという意味で実施しています。 ●付加価値ということで地元住民から集水桝の設 ○契約変更の中で、その他につきましては現場精査 によるものとあり、変更契約実施要綱第2条第2 置要望があったため、増工ということで現場精査 の中で対応させていただきました。 項によると工事物の利用等の付加価値を高める ため変更することが妥当であると認められる場 合となっているが、今回の場合の付加価値を高め るとはどういうことか。 ○変更の設計額と契約金額はどうなっているのか。 ●設計額とは、設計当初の金額になります。設計変 更した金額に落札率を掛けた金額が変更後の契 約金額となります。 ○設計当初の金額に幅があってその幅を予定価格 ●予定価格は担当課で積算した設計額です。最低制 から最低制限価格と定めているのか。 限価格は、桐生市では予定価格の7割ということ で設定しています。 ○予定価格が適正な価格だとするとその金額から ●最低制限価格は、国の通知を参考に7割と設定し 3割下げるというのは、参加業者にとって厳しい ています。粗悪なものを作られては困るので、そ のではないか。また、品質的に問題はないのか。 の辺も踏まえて設定しています。また、参加業者 は積算して赤字にならないことを考慮して入札

していると思われます。 2. 指名競争入札 水路改修工事 十木一式<担当 十木課> <工事概要> 施工延長 L=46.5m U型側溝工 (800×800) L=46.5m ○工事内容は比較的シンプルなものなのか。 ●内容は側溝を伏せるというもので、交通量も多く ない現場なので、簡易的な工事です。 ○工期とはいつまでのことを指すのか。 ●業者から竣工書類が提出され、全て確認が取れた 日を竣工日とします。 ●積算基準に基づき、金額や業種で標準工期がシス ○予定の工期はどのように決めるのか。 テム上決まっているため、その工期で発注しま す。 ○実際に現場で作業していたのはいつ頃までか。 ●年明けくらいには終わっていたと思います。発注 した時期に材料の依頼、年末にかけて掘削、年明 けに布設して完了というような流れになってい ます。 ○市のほうでいつ頃までに現場での作業を完了さ ●年度末が重なると他の現場に手を取られてしま せてほしいというような話を請負業者にしてい うので、なるべく早めにして欲しいと伝えていま す。 るのか。 ○工事現場の看板の工期の表記はどうなっている ●看板上は契約時の予定の工期を表記しています。 のか。 3. 指名競争入札 舗装道補修工事 舗装<担当 土木課>

<工事概要>

施工延長 L=45.8m

舗装工 A=120.2 m² L型側溝工 L=20.4m 地先境界ブロック工 L=13.5m

○落札決定は金額の内訳は関係なく、金額だけを見 て決定しているのか。

- ○他の工事と比較すると、比較的低い落札率になっ ているが、道路補修の工事は全体的にそのような 傾向にあるのか。
- ○業者の指名・選定理由のCランク業者を中心に選 定 その他指名基準によるとあるが、その他指名 基準によるとはどういうことか。
- ○実際の工期はどのくらいだったのか。
- 4. 指名競争入札

桐生市新里温水プール設備機器整備工事 機械器具設置<担当 建築住宅課>

- <工事概要>
- 1. 造波装置減速機整備工事 1式
- ○造波装置減速機とは何か。
- ○その装置はいつからあるものなのか。
- ○整備工事は何年くらいで行うのか。

- ●入札時に入札書と積算内訳書の提出を求めてい ます。開札時に一番金額の低かった業者の積算内 訳書を担当課職員が検算し、問題がないことを確 認してから、落札決定を行います。積算内訳書の 提出が無い、違う内容のものが提出されたなどの 場合は、失格となります。
- ●正式に統計を取っていないため、何とも言えませ んが、業者が手持ち工事の状況等を考慮し、積算 して少し低い金額でも受注したほうがいいだろ うというような業者の努力があっての入札金額 かと推察しています。
- ●その他指名基準によるというのは曖昧な言い方 かもしれませんが、業者選定要綱の基準に則って Cランク業者を中心に選定したということです。
- ●ほぼ契約時の予定工期通りの期間です。工事業種 が舗装なので、発注時に比較的短い工期で設定し ています。

- ●大きな板を押して波を発生させる装置です。
- ●建設当初からあるものです。
- ●今回初めて整備工事を行いました。工事内容は装

置の中の部品を取り換えるというものになって います。

- ○この工事には特殊な技術は必要ないのか。
- ○開設当初の請負業者は、今回の指名業者に含まれているのか。
- ○たまたま、その下請け業者が落札したのか。
- ○今回の部品を取り換えるまでのメンテナンス等 は決まった業者が行っているのか。
- ○落札率が高く、入札金額のばらつきも少ないのは 何故か。
- ○予定価格よりも本来であれば高い金額で見積も る業者もいるのか。
- 5. 指名競争入札 県単小規模農村整備事業 柏山地区水路法面保護工事 土木一式<担当 黒保根支所地域振興整備課> <工事概要> 施工延長 L=20.0m

ふとん篭工 L=19.0m

○変更理由に仮設工の増工及び不足の日数を要するためとあるが、具体的に教えて欲しい。

- ●実際の整備は製造メーカーが行いました。
- ●開設当初の請負業者は今回指名していない別の 業者になりますが、その業者の下請け業者として 施工していた業者が含まれています。
- ●桐生市内の業者やその他の業者も指名していま すが、結果的にそうなりました。
- ●決まった業者が行っていました。
- ●予定価格が公表されているので予定価格に近い 金額の業者はあまり積極的ではなかったのかと 思われます。
- ●事前の見積では予定金額より高かった業者はいくつもあります。

●現場が山林で重機を入れるのに仮設道路を造らなければならないということで増工及び日数が必要となったことと、現場が国有林であることから場所を借りて工事をしなければならず、国や県との調整にも時間を要したため、契約変更しました。

- ○変更後の契約金額はどのように決まるのか。
- ○契約変更により金額が25%くらい増額となっているが、他の業者から大幅な金額変更であれば、入札をやり直したいというような話は出ないのか。
- ○この水路はどのように使われているか。
- ○工期は意図的に設定しているのか。
- 6. 指名競争入札

特環 汚水管渠実施設計業務委託 (H30新里2号)

土木関係建設コンサルタント業務<担当 下水道課>

<業務概要>

汚水管渠実施設計業務委託 開削工法 L=790m

- ○落札率が40%と低く、最低制限価格の設定もされていないが、問題はないのか。
- ○業種は設計だと思うが、コンサルタント業務となっているのはなぜか。
- ○最低制限価格を設定しないのはなぜか。

- ●設計変更により増額となった金額に落札率を掛けた金額が変更後の契約金額となります。
- ●変更契約実施要綱で「工事における増額変更契約の限度額は、変更見込金額が請負代金額の30パーセントまでとする。」また、「変更見込金額が、請負代金額の30パーセントを超える場合には、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なものを除き、別途の契約とするものとする。」と定められています。
- ●田んぼ等に使われています。
- ●農作業に影響がないよう農作業が落ち着いた時期に設定しています。

- ●設計業務委託は工事と違い、経費のほとんどが人件費であるため、業者内で調整した結果、低い入札金額になったと思われます。
- ●群馬県の入札システムの登録上、設計・コンサル タント業務というカテゴリーになっているため このように表記されています。
- ●桐生市でも平成19年度までは、最低制限価格を 設けていましたが、委託については検査検収を行 うことで手抜きをされることはないだろうとい うことと、最低制限価格での落札や、抽選によっ て落札者を決めるということが多くなったため、

ました。 ○設計が妥当かどうかはどのように判断するのか。 ●今回の設計業務委託についてですが、下水道は一 般的に自然流下式なので、元々施工済みの部分、 設計済みの部分との高さに違いがないか、また、 下水道を地下に埋設するので、他の埋設物との離 隔距離に問題ないか等を検収の中で確認します。 ○昨年度設計したということは、今年度工事を実施 ●今年度は予算がつかなかったので、今年度の工事 の予定はありません。 するのか。 ○桐生市で設計するもの、設計業者に依頼して設計 ●今回の設計業務委託の内容は、積算が組めるよう するものと様々ということか。 な数量までを設計してもらうもので、その他につ いては桐生市の担当者が設計出来るので、最終的 にはこの数量に基づいて担当者が積算して発注 ということになります。 ○案件名に(H30新里2号)とあるが、他の案件 ●その年度の新里地区の委託の1件目を1号、2件 目を2号という形にしています。 もあるということか。 ○予定価格はどのように設定しているのか。 ●群馬県の歩掛に基づき設計しています。 ○誰が設計しても同じ金額になるのか。 ●設計の条件が同じであれば誰が設計しても同じ 金額になります。 7. 随意契約 (一者随契) し尿 DCS 及び PLC 整備工事 機械器具設置<担当 境野水処理センター> <工事概要> DCS (分散型監視制御システム用パソコン 2 台、ソ フト1式)、 PLC (制御装置 14 台、タッチパネル 10 台、無停電 電源装置1台) ○一者随契の見積の回数に制限はないのか。 ●回数は2回から3回までとしています。

平成20年度から最低制限価格を設けなくなり

- ○見積の結果、予定価格を下回らなかった場合は、 どうなるのか。
- ○不調になった場合はどうするのか。
- ○一者随契の予定価格は、業者に示すのか。
- ○今回の案件は専門的なものだと思うが、予定価格 を決めるための資料があるのか。
- ○この採用業者から見積をとったのか。
- ○業者からとった見積を予定価格としているから、入札金額もほとんど同じということか。
- ○境野水処理センターの機械に関わっている業者 はこの業者だけか。

- ●不調になります。
- ●設計し直すか業者を変えるかのどちらかになります。今回の案件の場合は、業者を変えることはできないので、不調になった場合は設計し直して発注することになります。
- ●一者随契の予定価格は事後公表となりますので、発注時には業者には示していません。
- ●特殊な機械なので機械についての見積は業者からとらなければなりませんが、その他人件費等は、県の歩掛に基づき積算しています。
- ●この業者から見積をとっています。
- ●業者からとった見積に県の歩掛を参考に積算した人件費を含めたものを予定価格としていますが、県の歩掛は公表されているものなので、業者側もどれくらいの金額になるかある程度予測できるものと思われます。
- ●大きな処理施設として2つありますので、それぞれ一者ずつ関わっています。